

新「概念フレームワーク」と中小企業会計

河崎 照行

甲南大学

要 旨

IASB（国際会計基準審議会）による「IFRS for SMEs」（中小企業のための IFRS）の公表を契機に、各国では、中小企業会計のあり方が活発に議論されている。「IFRS for SMEs」は、「完全版 IFRS」（full IFRS）を簡素化したものであり、その概念フレームワークは、全面的に、「完全版 IFRS」に準拠しており、独自の概念フレームワークが展開されているわけではない。したがって、現在、IASB と FASB（米国財務会計基準審議会）が共同開発している新しい概念フレームワークも、ほとんど変更されることなく、「IFRS for SMEs」の概念フレームワークに取り入れられるものと考えられる。

本稿の課題は、概念フレームワークと中小企業会計の関係を論じることである。本稿では、概念フレームワークの形成に関する 2 つのアプローチ（トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ）を区別し、それらの特徴を浮き彫りにする。本稿の具体的な課題は、次の 3 点である。

- ① 「IFRS for SMEs」の現行の概念フレームワークについて、その特質および「完全版 IFRS」との異同点を明らかにすること
- ② 米国の AICPA（米国公認会計士協会）が公表した「FRF for SMEs」（中小企業のための財務報告フレームワーク）について、その概要と意義を論じること
- ③ 日本の「中小企業の会計に関する検討会」が公表した「中小企業の会計に関する基本要領」について、その「総論」を日本の中小企業会計の概念フレームワークとみなし、その特徴を闡明にすること

I はじめに

IASB (International Accounting Standards Board ; 国際会計基準審議会) による「中小企業のための IFRS」(International Financial Reporting Standard for Small and Medium-Sized Entities ; 以下では、「IFRS for SMEs」という。)の公表を契機に、各国では、中小企業会計のあり方(制度化)が活発に議論されるようになってきた。

この「IFRS for SMEs」は、「完全版 IFRS」(full IFRS)を簡素化したものであり、その概念フレームワークは、全面的に、「完全版 IFRS」のそれに準拠しており、独自の概念フレームワークが展開されているわけではない。したがって、現在、IASB と FASB (Financial Accounting Standards Board ; 米国財務会計基準審議会)が共同開発している新しい概念フレームワークも、ほとんど変更されることなく、「IFRS for SMEs」の概念フレームワークに取り入れられるものと考えられる。

しかし、周知のように、新しい概念フレームワークは「フェーズ A」が完了しただけであり (IASB [2010] ; 山田 [2010], 25-26 頁 ; 佐藤他 [2013], 115 頁), まだ、その審議の途上にあることから、IASB では、「IFRS for SMEs」へのその適用の議論はほとんど行われていない。

本稿に与えられた課題は、新しい概念フレームワークと中小企業会計の関係を論じることである。しかし、叙上のような状況から、本稿では、次の 3 つの課題を論じることによって、本稿の課題に対する責務に応えることにしたい。

① 「IFRS for SMEs」の現行の概念フレー

ムワークについて、その特質および「完全版 IFRS」との異同点を明らかにすること

② 米国の AICPA (American Institute of Certified Public Accountants ; 米国公認会計士協会) が 2013 年 6 月に公表した「中小企業のための財務報告フレームワーク」(Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities ; 以下では、「FRF for SMEs」という。)について、その概要と意義を論じること

③ 日本の「中小企業の会計に関する検討会」が 2012 年 2 月に公表した「中小企業の会計に関する基本要領」(以下では、「中小会計要領」という。)について、その「総論」を日本の中小企業会計の概念フレームワークとみなし、その特徴を明らかにすること

II 中小企業会計基準形成の前提とアプローチ

1. 中小企業会計の理論的前提

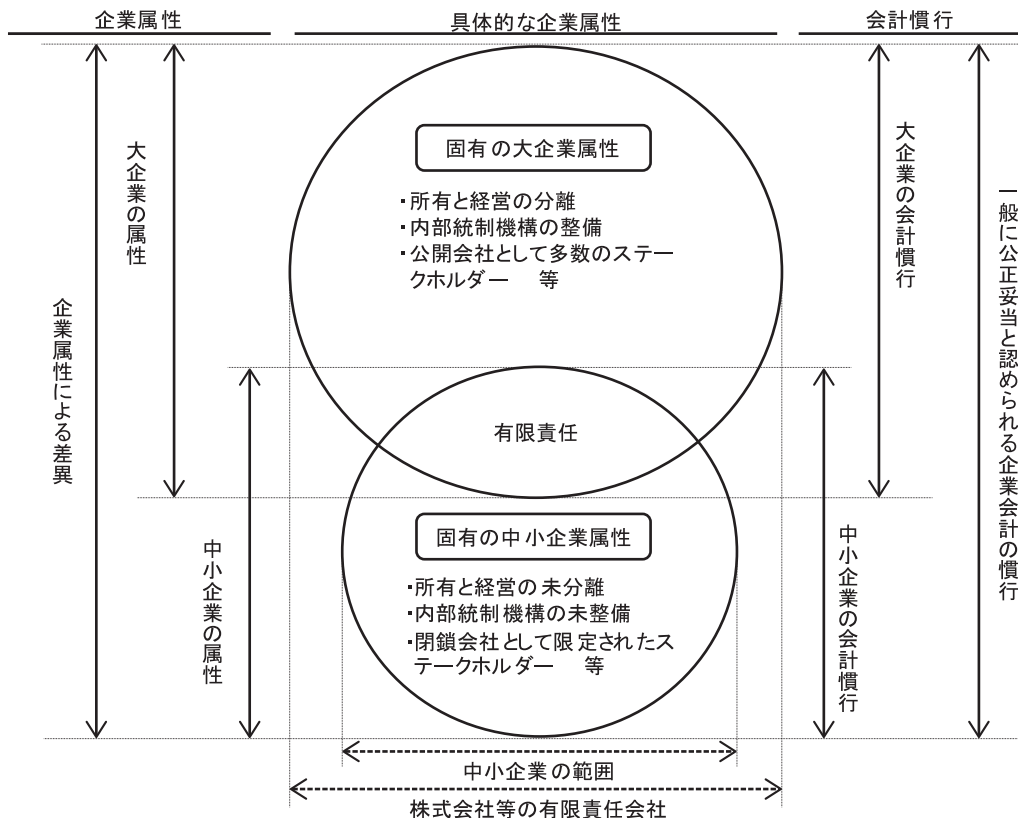
中小企業会計がその独自性(固有性)を有する前提は、大企業(公開企業)と中小企業の企業属性の相違である。「図 1」は、大企業と中小企業の企業属性の相違を要点的に示したものである。

この図からわかるように、大企業と中小企業では、その属性が少なくとも次の 3 点で異なっている(河崎 [2011], 27 頁 ; 河崎 [2013a], 60-61 頁)。

(1) 大企業では、「所有と経営」の分離がみられるのに対し、中小企業では、それが未分離(所有主=経営者)である。

(2) 大企業では、内部統制機構が整備さ

図1 中小企業会計の理論的前提



(出典) 河崎 [2011], 28 頁 [図表 1]。

れているのに対し、中小企業では、それが未整備である。

- (3) 大企業では、ステークホルダーの範囲が広いのに対し、中小企業では、その範囲が債権者（金融機関）や取引先に限定されている。

このような企業属性の相違は、結果的に、大企業と中小企業の「会計慣行」の相違をもたらすことになる。「会計慣行」が異なれば、「会計基準」も異なるとみるのが必然的な帰結である。そのため、中小企業の属性に見合った会計基準を制度化する方が、大企業と同一の会計基準を適用するよりも、財務諸表の社会的信頼性を高めることになるとする認識が、中小企業会計の理論的前提となっている。

2. 中小企業会計基準形成のアプローチ

中小企業会計基準の編成方法については、次の2つのアプローチを区別できる（河崎 [2006], 38-39 頁）。

- (a) トップダウン・アプローチ (top-down approach)
- (b) ボトムアップ・アプローチ (bottom-up approach)

上記 (a) のトップダウン・アプローチとは、「大企業（公開企業）向け会計基準」から出発し、その簡素化によって中小企業会計基準を生成するアプローチをいう。例えば、IASB の「IFRS for SMEs」、米国 FAF (Financial Accounting Foundation ; 米国財務会計財団) の PCC (Private Company Council ; 非公開会社評議員会) が採用して

いるプロジェクト（「米国 GAAP」の簡素化による「中小企業向け GAAP」の検討）、日本の「中小企業の会計に関する指針」（以下では、「中小指針」という。）などがこのアプローチを採用している。

これに対し、上記（b）のボトムアップ・アプローチとは、中小企業の属性を検討することから出発し、中小企業の実態に即した会計基準を生成するアプローチをいう。例えば、AICPA の「FRF for SMEs」、日本の「中小会計要領」などがこのアプローチを採用している⁽¹⁾。

先進諸国の中小企業会計基準の策定は、トップダウン・アプローチからボトムアップ・アプローチに移行する傾向にあるのに対し、発展途上国の中小企業会計基準の策定は「IFRS for SMEs」を導入する形で進行しており、トップダウン・アプローチが採用される傾向にあるといっている⁽²⁾。

Ⅲ IASB の現行「概念フレームワーク」と中小企業会計

1. 「IFRS for SMEs」の特徴

IASB の「IFRS for SMEs」は、「完全版 IFRS」を簡素化したものであり、中小企業のニーズと能力に合わせて作成された約 230 頁（「完全版 IFRS」を約 10%に圧縮）の単独の基準書である。かかる「IFRS for SMEs」の特徴は、次のように要約できる（IASB [2009a], p. 1 ; IASB [2009b], pars.1.2-1.6 ; 河崎 [2009] ; 河崎 [2012b] ; 河崎他 [2012c] ; 平賀 [2010] ; 藤川 [2011] ; 国際会計研究学会研究グループ [2011]）。

- (1) 「IFRS for SMEs」の適用対象である「SMEs（中小企業）」とは、(a) 公的説明責任のない企業（non-publicly ac-

countable entities）であり、かつ、(b) 外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業、とされる。ここで、「公的説明責任（public accountability）を有する企業」とは、(a) 持分証券（株式）または負債証券（社債）が公開市場で取引されている企業、または、(b) 外部の集団から信用力によって資金を調達している企業（例えば、銀行、証券会社など）をいい、それらを除いた企業が適用対象（中小企業）とされる。

- (2) 「IFRS for SMEs」の基本コンセプトは「完全版 IFRS」の概念フレームワーク、諸原則、関連する適用指針、関連する解釈指針から抽出されている。したがって、「完全版 IFRS」と「IFRS for SMEs」の基本コンセプトはほとんど異ならない。
- (3) 基本コンセプト、認識・測定原則、および開示・表示原則の修正は、中小企業の財務諸表利用者のニーズとコスト・ベネフィット分析に基づいて行われる。また、ほとんどの認識・測定原則は、基本的に、「完全版 IFRS」と同じであり、大幅に簡素化（削減）されているのは、開示・表示原則である。

このように、「IFRS for SMEs」の現行の概念フレームワークは、基本的に、「完全版 IFRS」のそれに準拠している。

2. 「IFRS for SMEs」の基本的考え方

「IFRS for SMEs」の現行の概念フレームワークについて、「完全版 IFRS」のそれと対比する形式で示したのが、「表 1」である（IASB [1989] ; 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2009], 67-88 頁 ; Mackenzie [2011], pp. 1-39 ; 河崎監訳 [2012a], 1-49 頁）。この表では、①財務報

告の目的，②会計情報の質的特性，③財務諸表の構成要素，および④財務諸表における認識と測定について，それぞれの特質が要点的に示されている。

「表 1」からわかるように，概念フレームワークの各概念については，その解説に精粗

の差はあるものの，本質的には「完全版 IFRS」のそれと異ならない。このことから，「完全版 IFRS」の新しい概念フレームワークは，「IFRS for SMEs」に対しては，そのまま適用されると考えて差し支えなかろう。

表 1 「完全版 IFRS」と「IFRS for SMEs」の概念フレームワークの比較

IFRS 項 目	「完全版IFRS」	「IFRS for SMEs」
1 財務報告の目的	・財務諸表の目的：「広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり，企業の財政状態，業績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供すること」	・財務諸表の目的：「広範な利用者による経済的意思決定に有用な，当該企業の財政状態，業績およびキャッシュ・フローに関する情報を提供すること」
2 会計情報の質的特性	(1) 4個の主要な質的特性：①理解可能性，②目的適合性（重要性），③信頼性（表現の忠実性，実質優先，中立性，慎重性，完全性），④比較可能性 (2) 一般的制約条件：①適時性，②コストとベネフィットの均衡，③質的特性間との均衡	・9個の質的特性を単に列挙：①理解可能性，②目的適合性，③重要性，④信頼性，⑤実質優先，⑥慎重性，⑦完全性，⑧適時性，⑨コストとベネフィットの均衡
3 財務諸表の構成要素	(1) 財務諸表：①貸借対照表，②損益計算書，③財政状態変動計算書 (2) 財政状態：①資産，②負債，③持分 (3) 業績：④収益（利得），⑤費用（損失） (4) 資本維持修正	(1) 財務諸表：①財政状態計算書，②包括利益計算書（または，損益計算書），③持分変動計算書，④キャッシュ・フロー計算書 (2) 財政状態：①資産，②負債，③持分 (3) 業績：④収益，⑤費用，⑥総包括利益および純損益
4 財務諸表における認識と測定	(1) 認識：「構成要素の定義を満たし，かつ，認識規準を満たす項目を，貸借対照表または損益計算書に計上するプロセス」 ① 将来の経済的便益の蓋然性 ② 測定の信頼性 (2) 測定の基礎：①取得原価，②現在原価，③実現可能（決済）価額，④現在価値	(1) 認識：「資産，負債，収益あるいは費用の定義を満たし，かつ，認識規準を満たす項目を，財務諸表に計上するプロセス」 ① 将来の経済的便益の蓋然性 ② 測定の信頼性 (2) 測定の基礎：①取得原価（償却原価を含む。），②公正価値

Ⅳ 米国 (FASB) の「概念フレームワーク」と中小企業会計

1. 中小企業の会計慣行としての OCBOA

米国には、中小企業の会計ルールは明示的には存在していない。そのため、中小企業には、FASB が公表する「米国 GAAP」、または OCBOA (Other Comprehensive Basis of Accounting ; その他の包括的会計基準) と称される「その他の会計基準⁽³⁾」が適用されている。

OCBOA については、AICPA がその手引書『現金主義および税法主義による財務諸表の作成・開示方法』(Ramos [1998]) を公表しており、これが「事実上の会計基準」(de facto standards) として機能している (河崎 [2013b], 29-30 頁)。

OCBOA には、税法主義や現金主義・修正現金主義などがあり、中小企業の財務諸表の利用者のニーズやコスト等を勘案して、その

採用が判断されている。「現金主義 (cash basis)」とは、現金の受け払いの時点で取引を認識する方法であり、長期性資産は資産計上されないことから、減価償却の処理は行われない。また、「修正現金主義 (modified cash basis)」とは、現金主義を発生主義で修正する混合方式をいい、例えば、長期性資産を資産計上し減価償却費を計上することにより現金主義が修正される。さらに、「税法主義 (tax basis)」とは、内国歳入法等の税務規則に立脚して会計処理するものであり、例えば、税法では損益の認識が権利確定主義によるため、時価会計等の複雑な処理は要請されない (中小企業庁 [2002], 60-61 頁)。

2. 「FRF for SMEs」の概念フレームワーク

AICPA は、OCBOA を公式化する目的で、2013 年 6 月に「FRF for SMEs」を公表した (AICPA [2013a])。「FRF for SMEs」は 31 章から構成されている⁽⁴⁾。その第 1 章

表 2 FASB と「FRF for SMEs」の概念フレームワークの比較

概念フレームワーク 項 目	FASB : SFAC No. 1, No. 2, No. 5, No. 6, No. 8	「FRF for SMEs」
1 財務報告の目的	・ SFAC No.1『営利企業の財務報告の基本目的』 (1) 意思決定に対する有用性 (2) 「現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない。」 ・ SFAC No.8 第1章「一般目的財務報告の目的」 (1) 意思決定に対する有用性 (2) 「現在および将来の投資者、貸し手およびその他の債権者が企業に資源を提供する意思決定を行うのに有用な報告企業に関する財務情報を提供すること」	(1) 「意思決定に対する役立ち」と「受託責任の評価」 (2) 「経営者、債権者その他の利用者 (利用者達) が資源配分の意思決定を行い、または、経営者の受託責任を評価する、あるいは、その両者を行うにあたり、利用者達に有用な情報を伝達すること」

2 会計情報の質的特性	・SFAC No.2『会計情報の質的特性』 (1) 意思決定有用性（目的適合性と信頼性が基本的特性）：①目的適合性（予測価値，フィードバック価値，適時性），②信頼性（表現の忠実性，検証可能性，中立性） (2) 相互作用の特性：比較可能性 (3) 情報利用者に固有の特性：理解可能性 (4) 制約条件（識閥）：ベネフィット＞コスト（重要性） ・SFAC No.8 第3章「有用な財務情報の質的特性」 (1) 基本的な質的特性：①目的適合性（予測価値，フィードバック価値，重要性），②忠実な表現（完全，中立，無誤謬） (2) 補完的な質的特性：①比較可能性，②検証可能性，③適時性，④理解可能性 (3) 制約条件：コスト	(1) 質的特性：①理解可能性，②目的適合性（予測価値，フィードバック価値，適時性），③信頼性（表現の忠実性，検証可能性，中立性，保守主義），④比較可能性 (2) 制約条件：ベネフィット＞コスト (3) 専門的判断：重要性
3 財務諸表の構成要素	・SFAC No.6『財務諸表の構成要素』 (1) 財務諸表で提供される情報：①財政状態，②稼得利益，③包括利益，④キャッシュ・フロー，⑤出資者による投資および出資者への分配 (2) 財務諸表の構成要素：①資産，②負債，③持分（または純資産），④出資者による投資，⑤出資者への分配，⑥包括利益，⑦収益，⑧費用，⑨利得，⑩損失	(1) 財務諸表：①財政状態計算書，②営業活動計算書 (2) 財務諸表の要素：①資産，②負債，③持分，④収益，⑤費用，⑥利得，⑦損失
4 財務諸表における認識と測定	・SFAC No.5『営利企業の財務諸表における認識と測定』 (1) 認識：ある項目を資産，負債，収益，費用もしくはこれらに類するものとして，財務諸表に正式に記載するプロセス ＊ 認識規準の要件：①定義，②測定可能性，③目的適合性，④信頼性 (2) 測定の属性：①歴史的原価（実際現金受領額），②現在原価，③現在市場価値，④正味実現可能（決済）価額，⑤将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値	(1) 認識：ある項目を企業の財務諸表に記載するプロセス ＊ 認識規準：①測定の基礎，②経済的便益の獲得または放棄の蓋然性 (2) 測定：財務諸表に認識された項目の金額を決定するプロセス ＊ 測定の基礎：(a) 主要な基礎（歴史的原価），(b) その他の基礎（代替原価，実現可能価額，現在価値）

「財務諸表の諸概念」は「FRF for SMEs」の概念フレームワークに相当する。「表 2」はその内容を、FASB の概念フレームワーク (Statement of Financial Accounting Concepts ; SFAC) と対比する形式で、要点に示したものである (FASB [2010] ; 平松・広瀬訳 [2002] ; 斎藤 [2005] ; 川村 [2010] ; 国際会計研究学会研究グループ [2012] ; AICPA [2013a], pp. 1-8)。この表に則して、「FRF for SMEs」の概念フレームワークおよび会計処理の特徴点を摘記すれば、次のとおりである (Hoffelder [2012a] ; Hoffelder [2012b] ; Moss and Nye [2012] ; Tysiac [2012] ; AICPA [2013a] ; 河崎 [2013b])。

- (1) 中小企業の業種・業態は多様であることから、「FRF for SMEs」は原則 (principles) をベースとした会計基準であり、その適用範囲は広い。
- (2) 「財務諸表の目的」については、その主要な利用者を経営者および債権者とし、経営者の「経営意思決定に対する役立ち」および債権者の「受託責任の評価に対する役立ち」が重視されている。このような考え方は、投資者の「投資意思決定に対する役立ち」を重視する FASB の概念フレームワークとは異なっている。
- (3) 「会計情報の質的特性」については、理解可能性、目的適合性、信頼性、比較可能性の 4 つの特性が列举されている。それらの内容は FASB とほとんど異なることはないが、信頼性の構成要素に「保守主義」が含まれている点で相違する。
- (4) 「財務諸表の構成要素」については、構成要素が 2 つのタイプ (財政状態計算書と営業活動計算書) に区分され、包括利益が財務諸表の構成要素とされてい

ない。

- (5) 「財務諸表の認識と測定」については、認識規準として、(a) 適切な測定の基礎の必要性和 (b) 経済的便益の獲得または放棄の蓋然性が規定されている。その内容は FASB の概念フレームワークと異なるところはない。しかし、測定の基礎については、歴史的原価 (取得原価) が原則とされ、市場価値等の時価は例外とされている。
- (6) 中小企業の実態に即して、米国の税制との親和性が高い。例えば、棚卸資産の評価方法である後入先出法が米国の税制で認められていることから、その適用が容認されている。
- (7) 「FRF for SMEs」は、以下の点で、「米国 GAAP」の会計処理と異なる。
 - (a) 減損処理がほとんど要請されていない。
 - (b) 変動持分事業体 (VIE) の連結を要請していない。
 - (c) オペレーティング・リースとキャピタル・リースの処理が区別されている。

V 日本の「概念フレームワーク」と中小企業会計

1. 日本の中小企業会計の理論構造

日本の中小企業会計の理論構造は、会計行為の「入口→プロセス→出口」に則して、次のように特徴づけることができる (河崎 [2013a], 61-62 頁)。

- (1) 第 1 は、会計行為の「入口」面で、「記帳」が要請されていることである。記帳は会計行為の出発点であるとともに、不正が最も起こりやすい局面でもある。この要請は、中小企業の経営者に会計記

録の重要性（自己管理責任）を認識させるとともに、不正発生を事前に防止する狙いがある。

(2) 第2は、会計行為の「プロセス」面で、「確定決算主義」を前提とした会計処理が重視されていることである。中小企業では、会計行為に多くのコストを負担することはできないことから、税法基準をベースとした財務諸表の作成が合理的である。この要請は、コスト・効果的なアプローチによる中小企業の負担軽減を主要な狙いとしている。

(3) 第3は、会計行為の「出口」面で、「限定されたディスクロージャー」が要請されていることである。情報開示は、不特定多数の投資者に向けてなされるものであるが、大企業と中小企業では、それぞれの属性に応じて、その目的が次のように異なる。

- ① 大企業の情報開示は、情報の受け手は多数の広範囲な利害関係者であり、その投資意思決定に対する有用な情報を提供することが課題となる。
- ② 中小企業の情報開示は、債権者（金融機関）、取引先にとって有用な情報を表すことが課題とされる。

このように、日本の中小企業会計の理論構造は、日本の中小企業の文化（企業属性）に深く根ざしたものであり、「IFRS for SMEs」の文化的背景とは大きく異なっている。

2. 日本の概念フレームワーク

日本の中小企業会計の概念フレームワークは、明示的には提示されていない。しかし、中小企業庁が2002年6月に公表した「中小企業の会計に関する研究会報告書」（中小企業庁[2002]）の「判断の枠組み」や「中小

企業の会計に関する検討会」が2012年2月に公表した「中小会計要領」（中小企業庁[2012]；河崎・万代[2012]；中島[2012]；品川[2013]）の「総論」は、日本の中小企業会計の概念フレームワークに相当するものと考えてよい。その基本的な考え方は、次の2点に集約できる（中小企業庁[2010]）。

- ① 「確定決算主義」を維持し、「取得原価主義」、「企業会計原則」、「法人税法」等を踏まえた会計基準であること
- ② 中小企業の属性を重視し、その会計実務の実態をベースとする「積み上げ方式」（ボトムアップ・アプローチ）を採用すること

「表3」は、「中小会計要領」の「総論」を要点的に示したものである。この表では、特に、次の2点に注目する必要がある。

- ① 第1は、IFRSの影響の遮断である（総論6）。「中小指針」は「企業会計基準」を簡素化したものであるため、「企業会計基準」とIFRSのコンバージェンスの都度、「中小指針」が改訂される。「中小会計要領」では、IFRSの影響を受けないとし、改訂は必要と判断される場合に限られる（総論7）としている。
- ② 第2は、記帳の重視である（総論8）。

記帳は、会計行為の出発点であり、正確な会計帳簿は計算書類の適正性を確保する前提要件である。「中小会計要領」では、記帳（正規の簿記の原則）を総論の1項目として取り上げ、記帳要件として、「適時性」、「秩序性」、「明瞭性」、「正確性」および「網羅性」の5つの要件を示している。しかも、記帳（正規の簿記の原則）は、利用上の留意事項（総論9）に示されている「真実性の原則」よりも上位に位置づけられている。

表3 「中小会計要領」の「総論」の要点

項 目	内 容
1 目的と基本的フレームワーク	(1) 「中小会計要領」は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すもの (2) 「中小会計要領」は、以下の考え方に立脚 ① 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計 ② 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計 ③ 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計 ④ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計
2 適用対象	・ 利用が想定される会社は、以下を除く会社 ① 金融商品取引法の規制の適用対象会社 ② 会社法上の会計監査人設置会社
3 企業会計基準・中小指針の利用	・ 計算書類の作成にあたり、「企業会計基準」や「中小指針」の利用を妨げない。
4 複数ある会計処理方法の取扱い	(1) 会計処理の方法が複数ある場合、適切な方法を選択適用 (2) 会計処理の方法は、每期継続して適用し、変更した場合は、「変更の旨」「その理由」「影響の内容」を注記
5 「各論」にない会計処理等の取扱い	・ 「中小会計要領」にない会計処理の方法が必要になった場合、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の中から選択適用
6 国際会計基準との関係	・ 国際会計基準の影響を受けないものとする。
7 改 訂	・ 中小企業の会計慣行の状況等を勘案し、必要と判断される場合に改訂
8 記 帳	・ 記帳はすべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成
9 利用上の留意事項	・ ①真実性の原則、②資本損益区分の原則、③明瞭性の原則、④保守主義の原則、⑤単一性の原則、⑥重要性の原則

Ⅵ むすび

本稿の課題は、概念フレームワークと中小企業会計の関係を論じることであった。本稿での議論は、次のように要約できる。

① 中小企業会計の概念フレームワークを論じるうえで重要なポイントは、中小企業と大企業の企業属性の相違に対する認

識である。両者の企業属性が異なるという認識が、中小企業会計の議論の出発点となる。

② 中小企業会計基準（概念フレームワーク）の形成アプローチは、(a)「大企業（公開企業）の会計基準（概念フレームワーク）」を簡素化することによって形成するトップダウン・アプローチと(b)「中小企業（非公開企業）に固有の会計

基準（概念フレームワーク）」を形成するボトムアップ・アプローチの2つを区別できる。両者の類似性に重点をおけば、「大企業向け会計基準」（概念フレームワーク）を簡素化するアプローチが採択され、その相違点に重点をおけば、「中小企業に固有の会計基準」（概念フレームワーク）を展開するアプローチが採択される。

- ③ IASB の「IFRS for SMEs」は、トップダウン・アプローチを採用しており、現行の概念フレームワークは、「完全版 IFRS」のそれをベースにしたものであり、説明の精粗の差を除いて、その内容に相違はない。また、「IFRS for SMEs」は「完全版 IFRS」の要約版であることから、新しい概念フレームワークについても、同様の対応が図られるものと付度される。
- ④ 米国の会計制度は、二分化が進展しており、中小企業会計基準は複合化の様相を呈している。(ア) 大企業（公開企業）向けには、「米国 GAAP」が適用されるのに対し、(イ) 中小企業（非公開企業）向けには、(a) PCC プロジェクト（「米国 GAAP」の簡素化）と (b) 「FRF for SMEs」（OCBOA の公式化）の2つが併存している。しかも、PCC プロジェクトはトップダウン・アプローチを指向しているのに対し、「FRF for SMEs」はボトムアップ・アプローチを指向している点で、両者のアプローチは異なる。
- ⑤ 日本の会計制度も、米国と同様に、二分化が進展しており、中小企業会計基準は複合化の様相を呈している。(ア) 大企業（公開企業）向けには、「企業会計基準」と「IFRS の任意適用」が容認さ

れている⁽⁵⁾ のに対し、(イ) 中小企業（非公開企業）向けには、(a) 「中小指針」と (b) 「中小会計要領」の2つが併存している。しかも、「中小指針」はトップダウン・アプローチを指向しているのに対し、「中小会計要領」はボトムアップ・アプローチを指向している点で、両者のアプローチは異なる。

- ⑥ 今後、中小企業会計の概念フレームワークについては、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの2つが併存している米国と日本において、それらがどのように収斂するかを注意深く見守る必要がある。

【注】

- (1) AICPA の提案に対して、米国の大手監査法人は、「FRF for SMEs」は無用の混乱を招くものであり、PCC の議論の推移を見守るべきであるとしている (PwC [2013])。
- (2) IASB によれば、「IFRS for SMEs」は、2012 年 9 月現在、80 超の国や地域が、その採用または採用計画を表明しているとされる。しかし、そのほとんどが発展途上国であり、先進諸国の多くは「IFRS for SMEs」の採用には、必ずしも積極的でないのが現状である (IASB [2012], p. 3 ; 河崎 [2012c])。
- (3) OCBOA は特別目的のフレームワーク (special purpose framework) とされ、「その他」とは、「米国 GAAP」以外の会計基準であることを意味する (AICPA [2013b], No. 7.)。
- (4) 「FRF for SMEs」の重要な部分は、CICA (Canadian Institute of Chartered Accountants ; カナダ勅許会計士協会) の「CICA ハンドブック」(CICA Handbook) に基づいている (AICPA [2012], p. 3.)。
- (5) 企業会計審議会は、2013 年 6 月に、「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を公表し、「日本版 IFRS」(エンドースメントされた IFRS) の策定を要請した。したがって、「大企業（公開企業）向け会計基準」は、「米国 GAAP」を含めて、4 つの会計基準が併存することになる (企業会計審議会 [2013])。

【参考文献】

(外国文献)

- AICPA [2012], Exposure Draft, *Proposed Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*, American Institute of Certified Public Accountants.
- AICPA [2013a], *Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*, American Institute of Certified Public Accountants.
- AICPA [2013b], *FRF for SMEs Frequently Asked Questions*, American Institute of Certified Public Accountants.
- FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts, No. 1, No. 2, No. 4, No. 5, No. 6 and No. 7*, Financial Accounting Standards Board. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社。)
- FASB [2010], SFAC No. 8 Statement of Financial Accounting Concepts No. 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1 The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, Financial Accounting Standards Board.
- Hoffelder [2012a], Kathleen, "Small Private Firms Getting Their Own Accounting Standards," *CFO.com*.
- Hoffelder [2012b], Kathleen, "Mind the GAAP Alternatives," *CFO Magazine*.
- IASB [2009a], *IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.
- IASB [2009b], *Basis for Conclusions on IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board.
- IASB [2010], *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, International Accounting Standards Board. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2011]『国際財務報告基準 IFRS 2011』中央経済社。)
- IASB [2012], *IFRS for SMEs Fact Sheet*, IFRS Foundation.
- IASC [1989], *Framework for the Preparation and Presentation*, International Accounting Standards Committee. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2009]『国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。)
- Mackenzie, Bruce, et. al. [2011], *Applying IFRS for SMEs*, Wiley. (河崎照行監訳 [2012a]『シンプル IFRS』中央経済社。)
- Moss, Stuart and Nye, Jason [2012], "Heads Up

AICPA proposes financial reporting framework for small and medium-sized entities," Deloitte & Touche LLP.

PwC [2013], "PwC Comments on Proposed AICPA Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities", *PwC comment letter (AICPA)*, PricewaterhouseCoopers LLP.

Ramos, Michael J. [1998], *Preparing and Reporting on Cash- and Tax-Basis Financial Statements*, American Institute of Certified Public Accountants.

Tysiac, Ken [2012], "AICPA proposes Financial Reporting Framework for SMEs," *Journal of Accountancy*.

(日本文献)

- 河崎照行 [2006]「第3章 わが国の中小会社会計指針の特徴」武田隆二編著『中小会社の会計指針』中央経済社, 33-39 頁。
- 河崎照行 [2009]「IFRS と中小企業の会計－IASB の『中小企業版 IFRS』をめぐって－」『税経通信』第 64 巻第 14 号, 41-47 頁。
- 河崎照行 [2011]「『中小企業会計指針』を巡る現状と課題」『産業経理』第 70 巻第 4 号, 26-34 頁。
- 河崎照行・万代勝信 [2012] 編著『詳解 中小会社の基本要領』中央経済社。
- 河崎照行 [2012b]「『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状」『会計』第 178 巻第 6 号, 1-12 頁。
- 河崎照行 [2012c]「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 巻第 1 号, 50-55 頁。
- 河崎照行他 [2012d]「各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」『国際会計研究学会年報 (2011 年度)』, 91-102 頁。
- 河崎照行 [2013a]「IFRS (国際会計基準) の導入と日本の対応－会計文化の『ローカル性』と『中小企業の会計』の視点から－」『経理研究』第 56 号, 57-67 頁。
- 河崎照行 [2013b]「中小企業会計の概念フレームワーク－IASB と米国の新動向－」『甲南経営研究』第 54 巻第 1 号, 23-36 頁。
- 川村義則 [2010]「財務報告の目的と財務報告情報の質的特性」『企業会計』第 62 巻第 8 号, 31-38 頁。
- 企業会計審議会 [2013]「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」金融庁。
- 国際会計研究学会研究グループ [2011]『各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題－最終報告－』国際会計研究学会。
- 国際会計研究学会研究グループ [2012]『国際会計

- の概念フレームワークー最終報告ー』国際会計研究学会。
- 斎藤静樹〔2005〕編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。
- 佐藤倫正他〔2013〕「国際会計の概念フレームワーク」『国際会計研究学会年報（2012年度第1号）』, 111-117頁。
- 品川芳宣〔2013〕『中小企業の会計と税務ー中小会計要領の制定の背景と運用方法』大蔵財務協会。
- 中小企業庁〔2002〕「中小企業の会計に関する研究会報告書」経済産業省。
- 中小企業庁〔2010〕「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」経済産業省。
- 中小企業庁〔2012〕『『中小企業の会計に関する基本要領』の策定について』経済産業省。
- 中島茂幸〔2012〕『中小会社の計算書類と経理実務ー「指針」と「基本要領」ー』税務経理協会。
- 平賀正剛〔2010〕『『中小企業のためのIFRS』に関するー考察』『国際会計研究学会年報（2009年版）』, 157-170頁。
- 藤川美雄〔2011〕「中小企業向けIFRSの概要と特徴」『京都学園大学経済学論集』第20巻第2号, 33-42頁。
- 山田辰巳〔2010〕「概念フレームワーク改訂プロジェクトについてー経緯と議論の現状」『企業会計』第62巻第8号, 23-30頁。